

【研究ノート】

狭山事件の再審を求めて

弁護士 庭山 英雄

第一 広がる支援の輪

私は現在、「狭山事件の再審を求める市民の会」の代表を務めている。同会はこれまで長年にわたっていろいろな運動を展開してきたが、2010年5月11日には、東京高等裁判所第4刑事部裁判長岡田雄一宛の要請行動を行った。

「狭山事件の公正な裁判、事実調べ・再審開始を求める」と題される要請文書の内容はほぼ次のようである。

狭山事件は1963年の事件発生から46年以上もの歳月が経過し、現在、東京高裁に第3次再審請求が申し立てられている。狭山事件は、市民常識から見てもあまりにも疑問の多い事件である。決定的な物証はなく、自白の内容についても、不自然・不合理な点が多すぎる。字を書く習慣のなかった石川一雄さんが脅迫状を書いたとは考えられない。万年筆の発見経過なども疑問だらけである。

狭山事件再審弁護団は、これまでに筆跡鑑定や足跡鑑定、法医学鑑定など、有罪判決に合理的疑いを抱かせる多数の新証拠を提出してきた。第3次再審請求においても、筆跡鑑定などの新証拠を提出し、裁判所が事実調べを行い、すべての証拠を総合的に評価するように求めている。

しかし狭山事件の裁判では、1974年10月の確定判決以来35年以上も事実調べがまったく行われていない。これだけ長い年月を経ながら、事実調べも検察官手持ち証拠の開示もなされないことは、憲法に定められている公正・公平な裁判であるとはとうてい言いえない。

「無辜の救済」という再審制度の理念、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の鉄則にもとづいて、東京高等裁判所が、検察官に対し証拠開示を勧告するとともに、鑑定人尋問や現場検証などの事実調べを行い、狭山事件の再審を開始するよう強く求める。

以上が要請の趣旨であるが、この要請文には2010年5月11日現在で、167名にのぼるいわゆる文化人（賛同者）の名簿が添えられている。そのすべてをここに記すことはできないが、読者が驚くような著名人の名前もある。私の独断でピックアップすれば、以下のようなものである。

赤川次郎（作家）、浅井慎平（写真家）、雨宮処凛（作家）、安野光雅、石川文洋（報道カメラマン）、石坂啓（漫画家）、入川保則（俳優）、色川大吉（歴史学者）、井出孫六（作家）、宇沢弘文（日本学士院会員）、永六輔（ラジオタレント）、奥村宏（評論家）、小沢昭一（俳優）、小田島雄志、神田香織、金子兜太、坂本義和（東大名誉教授）、佐高信（評論家）、佐藤忠男（映画評論家）、新藤兼人（映画監督）

これだけでも各界の名士を網羅していると思われるが、狭山事件の再審を求める会の事務局で努力して折角集めた賛同者であるので、もう少し続けよう。

陳舜臣（作家）、辻井喬（作家）、鶴見俊輔（哲学者）、林光（音楽家）、本田勝一（ジャーナリスト）、前田哲男（評論家）、宮崎駿、武者小路公秀（大阪経済法科大学アジア国際センター所長）、森崎和江（作家）、やくみつる、山田洋次（映画監督）、梁石日（作家）、湯川れい子（音楽評論・作詞家）、四方田犬彦（明治学院大学教授）

何だあたしの名前が入ってないじゃないか。あるいは俺の名前はどうしたんだと感じる人がいるかもしれないが、紙面の都合上ご勘弁いただきたい。

第二 作家野間宏と狭山事件

野間宏さんは、「狭山事件批判」を雑誌『世界』に1975年2月号から1991年4月号までのほぼ16年間にわたって、前後191回連載した。その分量は400時詰め原稿用紙でほぼ6600枚に達する。その業績は藤原書店社長のご好意によって、『完本・狭山裁判上中下』として1997年に刊行された。限定千部であった

が完売したと聞く。

私が野間さんに思い入れが深いのは、作家の安岡章太郎さんが松川事件と取り組んで、見事に無罪判決獲得という形で報われたにもかかわらず、野間宏さんの16年の長きにわたる努力が、いまだに報われていない点である。病身を押しつけてなれない執筆に力をつくした野間さんの辛苦はいかばかりであったろうか。

野間さんは1915年2月、神戸市に生まれた。父君の影響のもと、幼少時より親鸞の思想に触れた。中学時代より創作に励み、京都の第三高等学校在学中には、フランス象徴主義を始めとする20世紀ヨーロッパの前衛文学を学んだ。1938年に京都大学文学部卒業後、大阪市役所に就職して社会部福祉課で融和事業を担当した。

1942年陸軍に召集されてフィリピン戦線に従軍、帰国後原隊に復帰したが、治安維持法違反容疑で陸軍刑務所に収監された。戦後すぐに文学活動を再開して、1946年「暗い絵」で一躍注目を集めた。1952年に『真空地帯』で毎日出版文化賞を受賞し、1971年には最大の長編『青年の環』を完成し、谷崎賞を受賞した。

晩年には差別問題、環境問題に深くかかわり、新たな自然観、人間観の構築を目指した。1987年より『野間宏作品集』（全14巻）の刊行を開始し、1989年には朝日賞を受賞した。1991年1月2日死去。

上記の完本・狭山裁判上巻13頁以下の「野間さんの言ったこと」（安岡章太郎）を読んでいてはっとしたことがあった。それは安岡さんたちが、狭山事件の現場検証をしたあと、現場と石川供述とのずれは一目瞭然であるので、一番死刑判決が覆されるのは当然だと口々に述べたところ、野間さんが、自白があるからそう簡単には行かない、と憂鬱そうに答えたという叙述にぶつかった時であった。

野間さんは事態の成り行きを的確に予見していたのであった。それはともか

く、野間さんは石川さんの自白がどのようにして生まれたか、について重大な関心を寄せていた。

狭山事件で最初に三人共犯の自白を引き出したのは、狭山警察署の関源三巡查部長だとされるが、野間さんは『世界』での連載の中で以下のように繰り返して関源三巡查部長に触れている（但し項目として掲げられたものに限る）。

関源三巡查部長（１）、中巻748頁以下

関源三巡查部長（２）、中巻758頁以下

関源三巡查部長（３）、中巻768頁以下

関源三巡查部長の登場、下巻1474頁以下

関源三巡查部長問題（１）、下巻1490頁以下

関源三巡查部長問題（２）、下巻1498頁以下

関源三巡查部長問題（３）、下巻1507頁以下

竹内特捜副本部長と関源三巡查部長との関係、下巻1532頁以下

関源三巡查部長登場の経緯、下巻1541頁以下

関源三巡查部長起用の疑惑、下巻1604頁以下

関源三の証言の偽証性、下巻1632頁以下

役割を隠蔽する関源三の証言、下巻1641頁以下

石川氏による関源三巡查部長追及、下巻1651頁以下

関源三巡查部長の偽り、下巻1661頁以下

石川氏との関係を隠す関源三巡查部長、下巻1670頁

関源三巡查部長による自転車荷掛ひもの発見、下巻1721頁以下

山狩り案内をした関源三巡查部長、下巻1758頁以下

関源三巡查部長の取調べ一匏、下巻1767頁以下

関源三巡查部長の取調べ一教科書、下巻1776頁以下

関源三巡查部長の証言の矛盾、下巻1846頁以下

関源三証人「教科書の出たのはいく日か、本当のことはわかりません」、下巻

1870頁以下

以上が関巡査部長の名前が出てくる項目の一覧であるが、この一覧からだけでも野間さんが警察という組織の卑劣さに激怒していたことがわかるであろう。これらすべてを紹介する余裕はないので、項目を絞って紹介することとする。

第三 関巡査部長の役割をめぐって

(1) 関巡査部長の登場

一審第10回1964年1月23日付の公判調書によれば、中田直人主任弁護人と関源三証人とのやりとりは要旨は次のようであった。

(質問) さきほどお住まいが狭山市入間川と言われましたが、石川一雄さんのお宅とあなたのお住まいとはどれくらい離れていますか。

(応答) 直線距離で2、300メートルくらいです。

(質問) どういういきさつから石川さんをお知りになったのですか。

(応答) 私は若い時から野球が好きでした。菅原四丁目の「菅四(すがよん)ジャイアンツ」の試合の応援に近くの小学校のグラウンドに行きました。すると石川さんはキャッチャーをやっていました。肩もよく元気もいいなと感じました。その時が初めてです。

(質問) 石川さんをお知りになる前から「菅四ジャイアンツ」という野球チームを知っていましたか。

(応答) 私が菅原四丁目に移ったのは昭和35年の4月ですが、その夏ごろ野球チームがあることを知りました。

(質問) あなた自身、その野球チームでプレイしたことはありますか。

(応答) 年も違いますのでありません。

(質問) 石川さんが最初に本件犯行を自供したのはあなたに対して、と私ど

もは理解していますが間違いありませんか。

(応答) 最初に話したのは6月20日、私にだと思っています。

(質問) 当時あなたは石川さんの取調べを担当していましたか。

(応答) 当時私は狭山署の交通係りでしたから6月20日まで狭山事件の捜査にはかかわっておりません。

(質問) どういういきさつで狭山事件の捜査にかかわるようになったのですか。

(応答) 6月20日の午後2時ごろに狭山署長から、今日午後6時までに川越分署に行って飯塚警視の指揮を受けるようにと言われました。分署に行くと飯塚警視から、石川君が用があるから呼んでくれと言うので来てもらった、と告げられました。

(質問) 午後7時ごろ、取調べの部屋に行きました。すると石川君がいろいろと私に話してくれました。

(質問) 飯塚警視から石川を取り調べるようにと言われたのではないのですか。

(応答) そうじゃないんです。石川君が用事があるからというので行っただけです。

野間さんは、以上のやり取りの中で「取り調べのために取調室に行ったわけではない」との関巡査部長の返答に鋭く疑問を投げかけている。私(庭山)の知識で考えてもこの返答はおかしい。石川さんは否認のままで再逮捕されて狭山署から川越分室に密かに移されたのである。すでに狭山署で石川さんは本件の自白を迫られていた。関巡査部長がなんの使命も帯びずに取調室には入れるわけがない。しかも二人だけにされるわけがない。関巡査部長は明らかに嘘をついている。その事実が次第に野間さんによって暴かれていくのである。

(2) 関巡査部長を選んだ動機

昭和41年12月8日付二審第41回公判調書によれば、宇津弁護士と竹内武雄狭山警察署長との質疑応答は要旨次のようである。

(質問) 証人は石川君と何回か会ったことがありますか。

(返答) 昭和38年の6月2、3日ころ一度会ったことがあります。

(質問) どういう折に会ったのですか。

(返答) 私は特捜本部の副本部長ということで、捜査がなかなか進展しないことに責任を感じていました。ちょうどその頃、自分の直接の部下である関巡査部長がたまたま近所に住んでいて、面識もあると知ったので、関部長に対してならば石川も真実を話すであろうとのことで、確か6月10日前後に関部長に面接したことがあります。

(質問) 私が尋ねたのは署長をしている間にあなたが石川君に会ったのは何回かということなのですが。

(返答) 1回だけです。それだけです。

(質問) 署長であるあなたの指示で関巡査部長と石川君とを会わせたことはありますか。

(返答) そういう記憶はありません。

(質問) 関巡査部長を石川君に会わせようとしたのは、難航している捜査の問題が解決できると考えたためですか。

(返答) そうです。関部長に対してなら石川も真実を話すだろうという気持ちでした。

(3) 関巡査部長の驚き

昭和46年11月9日付第54回公判調書によれば、山上弁護士と関巡査部長とのやりとりはほぼ次のようである。

(質問) 5月23日に石川君が恐喝未遂で逮捕されたことをいつ知りました

か。

(返答) 石川君が逮捕されて、大分経ってからです。

(苦言) よく考えてから言うのはいいですが、本当のことを言ってくださいよ。

(返答) 本当のことを言っています。

(質問) もう一度聞くけれど、いつごろ知ったの。

(返答) はっきりしませんが、5日か1週間あとです。

(質問) あなたは5月3日に山狩りをしていますね。

(返答) はい。

(質問) 石川君というのが逮捕されたということで、野球をしていたあの石川かとぴんとききましたか。

(返答) いや、まさかという気がしました。

(質問) それはどういうところから来たのですか。

(返答) 「おう関さん」「おう石川」と言い交わした仲でしたから。

(質問) まさか石川君がといった感じですか。

(返答) そういう感じですね。

(4) 面会目的を隠す関巡査部長

続いての、山上弁護人と関巡査部長との質疑応答はおおむね次のとおりである。

(質問) あなたはその当時、狭山署の交通係をしていたんですね。

(応答) そうです。

(質問) 石川事件については山狩りをしたほか、6月20日前後に竹内署長と一緒に石川君と会ったことがあるんですね。

(応答) 署長室ではないですが、あります。

(質問) それは何時ごろでしたか。

(応答) 6月の7日か8日ころだったと思います。

(質問) その当時の狭山署の刑事係は何人いたのですか。

(応答) 3人くらいだったと思います。

(質問) 交通はみなさんお忙しいのでしょうか。その中からあなたが選ばれた理由がよくわからないのですが、竹内署長はあなたと石川君との関係を知っていたのではありませんか。

(応答) 知っていたかどうかわかりません。

(質問) しかし狭山署長はあなたの家と石川宅とが近いことは知っていた。

(応答) はい。

(質問) そうすると、そういうこともあって自分は呼ばれたとあなたは思った。

(応答) 呼ばれた時は私には何だかわかりませんでした。

(質問) 繰り返すが、あなたが竹内署長から呼ばれたとき、あなたが石川君と知り合っているから呼ばれたと思いましたか。

(応答) 家がすぐそばですから、それで呼んだのかなとは思いました。

(質問) 署長に呼ばれたことが契機で、あなたは石川君の自供に立ち会うという重要な役割を果たした。それからずっと、石川君が否認(1965年7月13日、控訴審第2回公判、対中田主任弁護士)するまで手紙を出したり、お金を差し入れたりしている。現在、あなたは立派な仕事をしたと思っていますか。

(応答) 警察官というのは、犯罪があればそれ相応の捜査をやらなくてはならない立場ですから。

野間さんによれば、関巡査部長問題は、狭山裁判中におかれている「重い石塊」であり、これを撃ち割って中身を見なければ、狭山再審(当時はまだ第1次)を進めることのできない重大な問題である(野間宏著前掲書1496頁)。第

3次再審請求中の現在でも状況はまったく同じである（庭山所見）。

第四 河本検事問題

河本検事は石川さんから最初に「三人犯行供述」を引き出し、その供述調書も作成したが、石川さんは同調書への署名捺印を拒否している。しかしこの出来事が契機となって、特捜本部で関巡査部長の利用が画策されたものであり、関巡査部長問題は、河本検事問題ときわめて密接な関係にある。

（1）河本検事の経歴など

1970年12月5日付けの二審第40回公判調書によれば、1963年6月11日に狭山署で石川被疑者を取り調べ、三人犯行供述調書を作成した河本検事の経歴は、おおむね次のようである。

まず裁判長（井波七郎判事）対河本検事。

（質問）証人の学校卒業等の略歴を述べて下さい。

（応答）昭和32年4月に司法修習生を拝命し、2年間の修習を終え、昭和34年4月に検事に任官しました。東京、千葉、浦和、再び東京と回り、9年間検事をやり、昭和43年3月に退官、現在弁護士をしております。

（質問）浦和地検在任中にこの事件が起きたことは知っていますね。

（応答）知っております。

（質問）この事件についての検察官の陣容は主任が原検事でしたか。

（応答）はい。原正（はらただし）検事でした。

（質問）その次は誰でしたか。

（応答）席次で言うとお小川検事、滝沢検事、それから私という順でした。

（質問）他の地検からの応援はありましたか。

（応答）ありませんでした。

(質問) 証人は、被告人の供述調書を数回にわたって取ったことを記憶していますか。

(応答) 記憶しております。

(質問) 被告人以外の参考人等の供述調書を取ったこともありますか。

(応答) 若干名の参考人等の供述調書を作った記憶はあります。

(質問) 9年間検事を勤めながら、弁護士に転じた特別な理由はありますか。

(応答) 私の父も弁護士をしており、ぼつぼつ年だから後継の必要もあって退官させていただきました。

(質問) 他に格別な理由はありませんでしたか。

(応答) ありません。

(2) 橋本弁護人対河本検事

(質問) 検察官側が石川被告人に対する捜査にタッチし始めたのはいつごろですか。念のため言いますが、石川君が逮捕されたのは昭和38年5月23日でした。

(応答) 昭和38年5月1日の事件発生から数日して被害者の死体が発見され、そのころから検察官もタッチしました。

(質問) あなたがタッチしたのはいつからですか。

(応答) 被告人が逮捕されて数日後と記憶しております。

(質問) 第一次逮捕のとき令状には恐喝未遂という罪名が入っていました。被告人が恐喝未遂の犯人であるための証拠としてどんなものがあったか知っていますか。

(応答) 私は第一次逮捕には全く関与していないので、どんな疎明資料があったか記憶がないというか、存じません。

裁判官の質問は型どおりのものであったが、橋本弁護人の質問となって一挙に核心部分に触れることとなった。橋本弁護人が恐喝未遂の証拠関係について尋ねると、河本検事は「記憶にない」という返事を直ちに「知らない」に変更した。「記憶にない」という返事では、「体験しているけれども忘れたということか」と切り返される恐れがあったからであろう。

(3) 自白調書に至る過程

橋本弁護人は、当初のやりとりの中で「被告人の取調べを数回した」との河本検事の返答が出てくると、直ちに重要問題に切り込んで行った。

(質問) あなたは被告人の供述調書を全部で何通ぐらい作りましたか。

(返答) 4、5通ではないかと思います。

(質問) それらの調書によると、脅迫状の表書きにある少時さまという宛名の問題、荒縄の問題、財布の問題、荒縄と結びつく木綿細引きの問題、それから被告人宅にあったとされる少女雑誌の問題について主として聞いていますが、傍証固めはしましたか。

(返答) 被害者の家族や高校の同級生などを調べました。

(質問) 被害者の所持品についてはどうですか。

(返答) それについてはかなり詳しく聞いた記憶があります。

(質問) 被告人の取調べは誰かの指示でやったのですか。

(返答) 浦和地検の鈴木次席検事の指示で調べたと思います。

(質問) 被告人の供述調書の8割ほどは原検事が作成していますが、原検事以外にあなたが調べた理由はなんですか。

(返答) 捜査がなかなか進捗しないので、人を替えてみたら動くかもしれないという配慮からだと思います。

(質問) あなたが被告人を調べたとき、証拠資料がどれくらい集まっていたか知っていましたか。

(返答) 知りませんでした。

(質問) これまでこの法廷で証言した警察官や検察官は、脅迫状の筆跡と石川被告人の筆跡とが同一人のものと述べていますが、そういうことも知らなかったのですか。

(返答) そう言われれば、そういうことは確かに聞いていたと思います。

(4) 違法な別件逮捕

(質問) 私どもは、5月23日の逮捕は違法な別件逮捕だと一審以来主張してきているわけで、それでお尋ねするのですが、恐喝未遂の嫌疑を裏づけるどんな根拠があったのですか。

(返答) 逮捕状請求したのは私ではないので、はっきりとはわかりませんが、裁判所が逮捕状を出したのですから、それ相応の疎明資料はそろっていたと思います。

(質問) あなたは先程、恐喝未遂を中心に調べたと言いましたが、その点についてもう少し具体的に述べて下さい。

(返答) 脅迫状を作って被害者方に届け、翌日か翌々日かの晩に狭山の茶畑の近くに犯人が金を取りに来たが、警察が取り逃がした。そういったことについて聞きました。

(質問) あなたが取調べを始めた段階では、被告人は自供していたのですか。

(返答) 否認していました。

(質問) それは全面否認でしたか。一部否認でしたか。

(返答) 全面否認だったと記憶します。

(質問) 昭和38年6月11日付けのあなた名義の被告人調書には、被告人の署名押印がありませんが、それについて記憶がありますか。

(返答) あります。

(質問) 6月11日付の調書はどこでいつごろ作成したのですか。

(返答) 狭山警察署で当夜の7時か8時、それほど遅くない時間だったと思います。

野間さんは、なぜ石川さんの署名押印が取れなかったのか、そのことと6月11日以降の取調べの実態について強い関心を寄せている。なぜなら程なくして関巡査部長により、署名押印付きの三人共犯の自白調書が取られているからである。ここでも野間さんの疑問に私も全く同感である。その疑問は、最近大阪で発生した、検察官による証拠改ざん事件に接してますます深まるばかりである。

第五 中田直人弁護士逝く

中田弁護士は、狭山事件の発生当初から控訴審の半ばまで長い間主任弁護人を務めた。その活躍ぶりはすでに随所（枚挙に暇がないので省略）で紹介したとおりである。その中田弁護士は2009年2月3日、ガンに侵されて亡くなった（享年78歳）。

私は「狭山事件の再審を求める市民の会」の会長就任以来、必要があって中田弁護士としばしば会うこととなった。時には水戸市の自宅まで訪ねた。自宅は2軒あって、白壁に囲まれた本宅の方は県警幹部の家に囲まれていると笑っていた。

別宅に案内されるとそこは書庫であった。「庭山さんの本は全部買って持っている」とその場所を指さして微笑んだ。その本の中には私の古希祝賀論文集（値段がべらぼうに高い）もあって恐縮した。礼儀正しい、穏やかな人格者であった。

中田さんは、金沢大学法学部在学中に司法試験に合格し、東大大学院で団藤

重光先生の薫陶を受けた後、弁護士になった。大学院の修士課程も修了していた、これだけの俊才が若いときになぜ大学に職を得られなかったのか、今でも不思議でならない。

しかし中田さんを獲得した弁護士会は、思わぬ貴重な拾い物をしたというべきかも知れない。弁護士としての中田さんは人権派の弁護士としてたちまち頭角をあらわし、松川事件、メーデー事件、都教組事件、三菱樹脂高野事件、千代田丸事件、狭山事件など多数の刑事事件にかかわった。

それだけでなくかなりの年配になってから、茨城大学教授、関東学園大学教授を歴任した。大学を定年退職後は水戸で弁護士業を再開し、民主勢力に推されて茨城県知事選に立候補したこともあった。その関係もあってか、自宅を開放して「中田学校」とあだ名される人材教育塾を開いていた。最後まで民主的法律家としての魂を失わず、亡くなった時も日本民主法律家協会の理事長であった。

中田さんを慕う人たちによって、今、中田直人著作集の刊行が企画されている（2011年1月現在）。『民主主義刑法学の理論と闘い』と名づけられる予定の同著作集には、まことに名誉なことに狭山事件関係の論文も収録されるといふ。企画書によればそれは次のようである。

- ① 狭山裁判—自白はこうしてつくられた
- ② 狭山事件の特徴と裁判闘争
- ③ 狭山事件と裁判闘争
- ④ 再開公判はデッチ上げ捜査をさらに究明し、無実の石川君に速やかに無罪の判決を
- ⑤ ごまかしの判決—狭山事件の判決をこう考える—

『狭山差別裁判』という雑誌に、中田さんと私との対談「狭山事件について考える」を載せられないかと頼みに行った時「事情があって応じられないが、

自分は狭山裁判については弁護士としてなんら悔いるところはない」と毅然として言い放った。狭山事件批判が荒れ狂っていたときに、人権擁護の旗を掲げて一歩も引かなかった中田弁護士こそ本当の人権派弁護士だとしみじみ思ったことであった。

また別の機会に「一審が結審して、死刑判決の予測が確定的になったとき、主任弁護人として石川さんに接見し、死刑判決が出るかもしれないと詫びたら、彼は笑いながら『いんです。いんです。』と答えたんですよ。庭山さん。あのときほど驚いたことはなかったな」と感慨深そうに述べた。ユーモアも心得ている弁護士であった。

思い出は尽きないが、本稿ではこの程度にしておこう。